

始まります！社会保障・税番号（マイナンバー）制度

平成27年10月から、住民票を有する全ての方に、1人1つずつ割り当てられる12桁の番号（マイナンバー）が通知されます。

本組合においても、次の「本組合での利用範囲」のとおり、各種手続きでマイナンバーを利用することとなり、平成29年に予定されている運用開始前までに、被保険者の皆さまからマイナンバーをご報告願うこととなりますので、通知カードを受領されましたら、大切に保管いただきますようお願いいたします。（皆様からのご報告時期及び具体的方法は、決定次第ご案内いたします。）

本組合での利用範囲

◎加入（資格取得）時、住所変更時

マイナンバー制度導入後は、住所地、世帯構成が把握できます。

→住民票写が不要となります。

◎高額療養費支給処理、70歳以上の負担割合の判定時

制度導入後は、所得状況を確認できます。

→所得証明書が不要となります。

◎健康保険等からの資格取得時

制度導入後は、資格得喪状況を確認できます。

→喪失証明書等が不要となります。



個人情報の取扱いについて

マイナンバーの漏えい、滅失防止等のため、次のとおり所要の措置を講じます。

◎システム改修、施設・事務処理体制の整備、職員に対する研修等を実施します。

◎内閣府に設置された「特定個人情報保護委員会」の評価^(※)を受け、公表します。

※マイナンバーを適切に取り扱うことができるという認定であり、一定以上の加入者数等であれば受ける義務があります。

制度の目的等、詳細については、以下のホームページをご覧ください。

○[政府広報オンラインホームページ](#)